

# 浦安市トリムバレーボール協会会則

(名 称)

第1条 本会は、浦安市トリムバレーボール協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長指定の場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、トリムバレーボールを通じ、健康作りと保持増進・発展を図り、  
また、チームをはじめ個々人相互の交流親睦を深め、心豊かな市民生活をめざ  
すことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 大会等の開催及び共催
2. 初心者講習会並びに審判講習会の開催
3. 本会加盟団体および浦安市軽スポーツ協会加盟団体との相互の連絡融和
4. トリムバレーボールの普及活動
5. その他本会の目的に必要な事項

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し加盟する団体及び個人をもって構成する。

(加 盟)

第6条 会員となるものは、本会の定める登録届けに必要な事項を記入提出すると共に  
会費を納入する。

(退 会)

第7条 会員は、所定の手続きにより退会することができる。また、本会の会員とし  
て不適正と認められたときは、理事会の承認を得て退会させることができる。

(理 事)

第8条 本会に次の理事を置く。

- |         |    |          |    |
|---------|----|----------|----|
| 1. 会 長  | 1名 | 2. 副 会 長 | 2名 |
| 3. 会 計  | 2名 | 4. 庶 務   | 4名 |
| 5. 企画運営 | 4名 | 6. 指導審判  | 2名 |

(庶務、企画運営、指導審判の人員については、原則とする。)

(監 事)

第9条 本会に監事2名を置く。

(浦安市軽スポーツ協会専任理事)

第10条 本会に浦安市軽スポーツ協会専任理事1名を置く。

(評議員)

第11条 本会に評議員を置く。

評議員は、加盟団体より各1名を選出し、評議員会に出席しなければならない。なお、評議員は、理事、監事、を兼務することはできない。

(理事・監事・浦安市軽スポーツ協会専任理事の選出)

第12条 理事・監事・浦安市軽スポーツ協会専任理事の選出は、次のとおりとする。

1. 理事・監事は評議員会において選出する。
2. 会長・副会長および各担当理事は、理事の互選により選出する。
3. 浦安市軽スポーツ協会専任理事は、理事会の推薦により選出する。

(理事・監事・浦安市軽スポーツ協会専任理事の任務)

第13条 理事・監事の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、浦安市軽スポーツ協会評議員を兼務する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。  
また、会長の推薦により1名が浦安市軽スポーツ協会評議員を兼務する。
3. 各担当理事は、理事会を構成し会務を執行する。
4. 浦安市軽スポーツ協会専任理事は、浦安市軽スポーツ協会に関わる会務を執行する。
5. 監事は財務を監査する。

(理事・浦安市軽スポーツ協会専任理事の任期)

第14条 理事・浦安市軽スポーツ協会専任理事の任期は、2年とする。

但し、再任を妨げない。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、評議員会、理事会とする。

(総会)

第16条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高の議決機関である。

1. 総会は定期総会と臨時総会の2種とする。
2. 定期総会は、会計年度が終わって2ヶ月以内に会長が召集する。
3. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または、会員の2分の1以上の要求があったときに会長が召集する。
4. 前項の要求は、会議の目的たる事項、及び事由を記載した書面を会長に提出することにより行う。
5. 総会の成立は、会員の3分の1以上の出席とする。但し、会員は委任状をもって出席にかえることができる。
6. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
7. 総会では次の事項を審議し承認決定する。

本会の予算、事業計画の議決

本会の決算、事業報告の承認

会則規定の制定、及び改廃

その他重要な事項

(評議員会)

第17条 評議員会は総会に次ぐ議決機関であり、理事、監事、浦安市軽スポーツ協会専任理事、評議員をもって構成し、会長が召集する。

1. 評議員会は、評議員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数で議決する。
2. 評議員会は次の事項を審議する。

理事、監事の選出

その他必要事項の議決、及び処理

(理事会)

第18条 理事会は、評議員会の決議に従い、会務の執行を決議する。

1. 浦安市軽スポーツ協会専任理事の選出

(専門部)

第19条 本会の運営を円滑にするために次の専門部を置く。

1. 庶務部

2. 企画運営部

3. 指導審判部

(1) 部長は理事の中から理事会で選出し、部員は部長の推薦とする。

なお、任期は2年とする。

(2) 庶務部の業務は次のとおりとする。

理事会及び評議員会に関すること

文書の收受、発送、編集及び保存に関すること

伝達及び広報に関すること

その他トリムバレーに関すること

(3) 企画運営部の業務は次の通りとする。

トリムバレーの普及に関すること

本協会主催、主管のトリムバレーボールに関すること

その他トリムバレーに関すること

(4) 指導審判部の業務は次の通りとする。

審判員の育成に関すること

トリムバレーボール技術の普及に関すること

その他トリムバレーボールに関すること

(5) 浦安市軽スポーツ協会専任理事の業務は次の通りとする。

浦安市軽スポーツ協会の業務に関すること。

浦安市軽スポーツ協会の業務に関しての報告。

その他トリムバレーに関すること。

(事業費)

第20条 本会の事業は、団体会員及び個人会員の会費等、補助金、寄付金、その他をもって運営する。

(会費)

第21条 本協会の会費は別に定める。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(付則)

第23条 本会の運営上必要な細則は、会則に基づき、評議員会において定めることができる。

評議員会は、細則を制定、改廃した場合は、その結果を時期総会に報告する。

本会の会則の改廃は、総会の議決による。

本会の会則は、平成7年9月3日より実施する。

改定 平成20年 4月19日